



- 1 現年分離課税の対象となる場合を除きます。
- 2 特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
- 3 株式等譲渡所得の損失額について分離配当所得等との損益通算及び繰越控除ができます。
- 4 前年3年以内に 3 にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。
- 5 前年3年以内に先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができます。